



令和2年度から令和3年度にかけて 尾張旭市は市制50周年記念year!

## 令和3年度 尾張旭市市民活動促進助成事業 「市制50周年記念部門」申請の手引き

- ★「市制50周年記念部門」について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったため、令和3年度に再度設置します。
- ★「市制50周年記念部門」は市民活動団体にとどまらず、企業や各種法人の申請も可能です。市制50周年を契機として団体を立ち上げて対象となります。  
※ただし営利を主目的とする事業（物品の販売などを主目的としているもの、企業等がその本来の事業の一環として行うもの）は対象外です。
- ★団体構成員は市内在住者だけでなく、在学、在勤者でも可能です。
- ★「はじめの一步部門」「一般部門」「市制50周年記念部門」のうち、申請は1団体1件のみです。

### 1 助成金の目的は

市民の皆さんが行う自由で自発的な市制50周年記念事業を支援することにより、ふるさと尾張旭の市制50周年を盛り上げることを目的とします。

### 2 募集期間

令和3年3月1日（月）～4月13日（火）

### 3 助成対象団体

助成対象団体は、以下の全てに該当する市民活動団体、NPO法人、各種法人等とします。市制50周年を契機として団体を立ち上げて対象となります。

- ① 市制50周年を記念する事業を企画し、遂行できること。
- ② 5人以上で構成され、1人以上が市内在住、在学、在勤のいずれかであること。
- ③ 規約その他これに類するものを定めていること。
- ④ 市内に事務所又は事務所機能を有すること。
- ⑤ 法令、条例などに違反する活動をしていないこと。

### 4 助成対象外となる団体等

以下の活動をする団体は対象外です。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

## 5 助成対象事業

区 分	助 成 要 件
市制50周年記念部門	団体が自主的に企画・実施し、実施団体の構成員以外の市民が広く参加でき、かつ、市制50周年を記念して企画する事業

## 6 助成対象とならない事業

- ① 特定の地域の方限定や、団体会員のみを対象とした事業
- ② 営利を主目的とする事業（物品の販売などを主目的としているもの、企業等がその本来の事業の一環として行うもの）
- ③ 政治・宗教に関わる事業
- ④ 国もしくは地方公共団体又は民間団体等によるほかの助成金等を受けている事業。ただし、申請事業と他の助成金等とが会計上明確に区分できる場合は、この限りではない。
- ⑤ 市外で実施する事業

## 7 助成の対象となる経費

助成金の対象となる経費は、助成対象事業に直接要する経費のうち、以下の各費用です。

費 目	内 容
報償費	講演会講師謝礼や調査・研究を専門家へ委託した場合の謝礼など
旅費	交通費など
需用費	文具費、消耗品費、材料費、印刷製本費、燃料費など
役務費	郵便料、保険料、振込手数料、通訳料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料、通行料など
その他	上記以外での経費で事業の特性から市長が適当と認めるもの

## 8 助成対象にならない経費

- ① 団体の事務所等を維持するための経費（例）団体の事務所の家賃や光熱水費、電話料金
- ② 団体の経常的な活動に要する経費（例）通常活動の施設利用料、会議用交通費、加入団体への会費や総会経費
- ③ 食糧費（例）会議の茶菓子や昼食代など、飲食に要する経費
- ④ 交際費及びこれに類するもの（例）慶弔費、激励金品、記念品代
- ⑤ 団体の構成員に対する人件費及び謝礼

## 9 助成金の額

区 分	金 額
市制50周年記念部門	対象経費の1/2以内で上限10万円

- ① 助成金の額に、千円未満の端数が生じたとき、その端数の金額を切り捨てます。
- ② 交付申請額に助成金の対象経費としてふさわしくない経費が含まれている場合は減額します。
- ③ 予算総額内での決定となるため、申請金額を下回って交付することもあります。
- ④ 助成金の額と事業実施によって生じる収入の合計額が助成事業に要する総経費を上回る場合は、その上回る額を減額します。
- ⑤ 活動を終え、助成金交付決定額を下回る活動実績の場合、差額は返還いただきます。
- ⑥ 大幅な活動内容の変更は、助成金の交付が認められないこともあります。

## 10 助成の対象となる事業の実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月25日（金）

この期間に発生する経費が助成対象経費となります。

※4月1日から交付決定（5月20日頃）までの間に事業に着手する場合は、「事前着手申出書」の提出が必要になります。

※会場使用料につきましては、対象実施期間内に開催する事業にかかるものであれば、事前着手申出書の有無に関わらず、領収書日付が4月1日以前でも可とします。

## 11 応募方法

応募方法	下記 12 「提出する書類」をそろえ、市民活動支援センター窓口へ直接持参、または郵送、メール、ファクスで提出してください。
応募先	市民活動支援センター（渋川福祉センター1階） ※土・日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時
申請用紙	令和3年3月1日（月）から市民活動支援センターで配布します。 また、市のホームページからもダウンロードできます。 <a href="http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kyouiku/siminkatudou/josei.html">http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kyouiku/siminkatudou/josei.html</a>
応募締切	令和3年4月13日（火）午後5時 ※必着
注意事項	・提出いただいた書類は返却いたしません。 ・申請書類は閲覧資料として公開しますので、ご承知おきください。 ・同じ団体で市民活動促進助成金「はじめの一步部門」「一般部門」「市制50周年記念部門」に重複して応募はできません。申請は1団体1件とします。



## 12 提出する書類

- ① 尾張旭市市民活動促進助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 尾張旭市市民活動促進助成金交付対象事業計画書（第2号様式）
- ③ 尾張旭市市民活動促進助成金交付対象事業収支予算書（第3号様式）
- ④ 団体の規約その他これに類するもの
- ⑤ 団体の収支予算書（事業収支予算書と同一の場合は不要）
- ⑥ 団体の活動内容・実績がわかるパンフレット、チラシ等（A4、4面以内）
- ⑦ 団体名簿
- ⑧ 尾張旭市市民活動促進助成事業事前着手申出書（該当の場合のみ）
- ⑨ チェックリスト

## 13 公開プレゼンテーション

開催日 令和3年5月15日（土）午前9時30分～（新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催方法等が変更となることがあります。詳細は応募締切後にお知らせします。）

- ・プレゼンテーションの手法は問いません。発表は2人以内でお願いします。
- ・市でプロジェクター、パソコン等を用意します。使用をご希望の場合は、事前に打ち合わせをお願いします。
- ・プレゼンテーション会場での資料配布はご遠慮ください。
- ・発表は、市民活動促進助成事業はじめの一步部門、一般部門と同日に、部門ごとに行い、発表順は申請書の受付順とします。
- ・公開プレゼンテーション指定時間に間に合わなかった場合、助成は受けられません。
- ・選定の結果は、後日郵便で通知するほか、ホームページ等の掲示により公表します。

## 14 助成金の交付

助成金は、事業終了後実績報告に基づき、交付額を確定後に交付します。  
なお、申請により、交付決定額の1/2以内の額を前払いすることもできます。  
申請団体名義の口座をご用意ください。(個人名義の口座へは振込できません。)

## 15 助成事業の審査方法

事業の審査は書類及び公開プレゼンテーションで行います。ただし、助成金交付申請額が5万円未満のときはプレゼンテーションを省略することができます。

選定は次に掲げる項目を主眼に置きます。

評価項目	内容
公益性	応募団体の構成員又は特定の人を対象となるものではなく、広く尾張旭市民に開かれた事業であるか。
市民性	広く市民の共感が得られる内容か。市民が参加しやすい事業であるか。
効果性	波及効果が期待できる活動であるか。
実現性	計画の内容、実施方法及びスケジュールが具体的に提示されており、整合性がとれているか。収支計画が実現可能で妥当な事業であるか。
独自性	団体の専門性をいかした特色ある取組であるか。
連携性	世代、地域等、幅広い交流が図られているか。他団体、企業、行政、地域等との連携が図られているか。

上記評価項目について、5段階評価で得点をつけます。

候補選定員全員の平均得点から、A～Cの3ランクに分け、評価率を算定します。

助成金の額は、交付申請額に評価率を乗じて決定します。

ランク	平均得点	評価率
A	22点以上	100%
B	18点以上22点未満	70%
C	18点未満	0%

## 16 助成成果報告会（中間報告会）について

助成金の交付を受けた団体は、事業成果を発表するために開催する中間報告会へ参加してください（開催日は令和3年12月を予定）。

## 17 実績報告

助成対象事業は、終了後速やかに報告をしてください。

実施事業に係る記録写真や資料が必要です。また、助成対象活動に要した支払いの全ての領収書が必要です（電車代等を除く）。領収書を万一紛失した場合は、助成金の対象とらなくなり

ます。

実績報告の提出期限は令和4年3月25日（金）です。

※詳細は交付決定後にお知らせします。

## 18 スケジュール

令和3年3月1日（月）	申請書配布開始
3月中	助成金について個別説明
3月1日（月）～4月13日（火）	募集期間に申請書類提出
5月15日（土）	公開プレゼンテーション審査※5万円未満のときはプレゼンテーション省略可
5月20日頃	交付決定
交付決定～令和4年3月25日（金）までに	50周年記念事業の実施
12月中	中間報告会
令和4年3月25日（金）までに	事業実績提出
事業実績提出後1ヶ月以内	助成金振込

応募及び問い合わせ先 **尾張旭市市民活動支援センター**

〒488-0839 尾張旭市渋川町三丁目5番地7 渋川福祉センター1階

電話 0561-51-2878 F A X 0561-51-2879

メール [katudoushien@city.owariasahi.lg.jp](mailto:katudoushien@city.owariasahi.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.owariasahi.lg.jp>



## 〈参考〉市制40周年（平成22年度）の助成申請内容

※事業内容は、当時の交付金申請書の事業計画書の事業内容の「内容と方法」から転記しています。

団体名	事業名	事業の概要
寺田保全の会	エドヒガンを楽しむ会	会場、下刈りした山肌にブルーシート等を敷いて座って聴く。雨天の場合は、スカイワードあさひイベントステージで行う。演奏、オカリナ奏者10数名で1時間位演奏する。
旭台・子ども交流会グループ	地域公園・集会所を活用した”子ども交流会”	5月～6月…事前準備。関係先に周知及び打ち合わせ 7月24日…地域交流と、環境研修および合同食事会など 7月24日夜…旭台子ども会のみ「地域パート・泊交流会」 8月末を目途に、「記録整理と、思い出新聞づくり」と配布
あさひまちづくり会社	思い出の親子ふれあいキャンプ	キャンプ場を利用し、自然観察会(山歩き)ならびにマイ箸づくりに挑戦。現地の指導者による山歩きは、地域内の山林を2時間程度で回遊しながら草木を観察。その後、現地銘木を使用し箸づくりを体験する。
サンフラワーロード発展会	あさひまんなか夏まつり	発展会会員、アルバイト、ボランティアなどで盆踊りやシュラバスターショー、模擬店を行う。
尾張旭市観光協会	市制40周年記念事業「ちびっ子相撲大会」	・今回は、相撲大会とはいえ、競技に重点を置くものではなく、お祭りの要素をたくさん取り入れたものにする ・イベントの内容 ①お相撲さんとのふれあい相撲 ②幼稚園、小学生を対象に相撲競技を行う。勝った方に商品を渡す。 ③ちゃんこ鍋の無料配布 ④お相撲さんとの綱引き ⑤お相撲さんによる相撲甚句の披露
旭学舎	ARISS スクールコンタクト in 尾張旭	アマチュア無線を使用して、国際宇宙ステーションに滞在しているアマチュア無線の資格を持っている宇宙飛行士と子ども達が交信を行う。交信を行う子どもは、受け入れ主体である旭学舎から半数程度、市内公募で半数程度を選出する。
まえまえくらぶ	40年前の車大集合	愛知県内にあるクラシックカークラブに協力を願い9月～12月のどれかの1日スカイワード駐車場へ集まってもらい10:00～15:00車両展示してもらおう。 4つのクラブに声をかけ、各クラブ10台ほど集めてもらい約50台
マジックS▽NDルーム	祝市制40周年記念マジックショー	①マジックショー“夢の世界へ” エーッ？ホー！ワー！！…ふしぎさ、楽しさ、華やかさいっぱい個人芸や大掛かりなイリュージョンもたっぷり。 ②レクチャー“あなたもマジシャン”一緒に楽しみましょう。
いこ・MY・舞	いこ・MY・舞大フェスティバル	文化会館に於いて、午前・午後2部構成 1部:各団体の競技 2部:各団体ごとに思考を凝らした いこ・MY・舞おどりの披露